

陳 情 文 書 表

平 2 9 陳 情 第 2 7 号	平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日 受 理
件 名	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交代制労働の改善を求める陳情
陳 情 者	横浜市中区桜木町 3 - 9 横浜平和と労働会館 3 階 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古岡 孝広
陳 情 の 要 旨	
<p>厚生労働省は、平成 2 3 年 6 月に都道府県知事に宛てた「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5 局長通知）」や、平成 2 5 年 2 月に都道府県労働局長などに宛てた「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について（6 局長通知）」により、医療従事者に対する勤務環境の改善についてなどの取り組みを促進してきました。また、平成 2 6 年 1 0 月に施行された、医療勤務環境改善に関する改正医療法では、勤務環境改善に向けた各医療機関の取り組みを支援するよう都道府県に求めています。</p> <p>しかし、日本医療労働組合連合会が平成 2 9 年 5 月 1 日から 7 月 2 5 日を調査期間として実施した看護職員の労働実態調査（回答数 3 3, 4 0 2 人）では、「慢性疲労」（7 1. 7 %）、「辞めたいと思う」（7 4. 9 %）という看護師の実態があります。また、医療の提供については、「十分な看護ができていない」（5 0. 8 %）、「ミス・ニアミスの経験がある」（8 2. 9 %）という事態に陥っています。これらの状況は、平成 2 5 年度に実施した前回の調査から改善されていません。</p> <p>勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。看護師などの具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画を作成し、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第 9 9 条に基づき、国に対し意見書を提出していただきたく陳情いたします。</p>	

陳情事項

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交代制労働における労働環境を改善すること。
 - (1) 1日8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間隔のインターバル（連続休息时间）確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - (2) 夜勤交代制労働者の労働時間を短縮すること。
 - (3) 介護施設などにおける1人夜勤を早期に解消すること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減を図ること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。